

吹田市公告第 5 2 5 号

公示送達について

次の書類は、送達不能のため国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、健康医療部国民健康保険課にて保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付します。

令和 8 年 9 月 1 5 日

吹田市長 後藤 圭二

1 送達すべき書類

国民健康保険関係書類

2 送達を受けるべき者

下野 直樹

太田 恵輔

鈴木 健太

板澤 大輔